

2 環境配慮指針

令和4年4月1日現在

<p>根拠法令</p>	<p>奈良県環境基本条例 環境配慮指針</p>	<p>担当課 担当係</p>	<p>環境政策課 生活環境係 0742-27-8734</p>
<p>制度の概要</p>	<p>県内での土地の形状の変更、工作物の新設等の実施に際し、開発事業者自らが自主的、積極的に環境への配慮を行えるよう、必要な事項を示したもの。</p>		
<p>目的</p>	<p>開発事業の実施に当たって、公害の発生を未然に防止することはもとより環境への負荷を極力抑制し、良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。</p>		
<p>対象地域</p>	<p>県内全域</p>		
<p>規制内容</p>	<p>開発事業の実施において、事業の基本構想、基本計画段階から事業の実実施計画、実施(工事、供用)段階に至るまで、それぞれの段階において自然環境の保全に配慮した工法の採用、低公害機器の使用など、地域の特性に応じて事業者が自ら環境配慮を行う。 なお、環境影響評価法及び奈良県環境影響評価条例の規定により定められる規模の開発事業については、それぞれの規定に基づく環境影響評価制度が適用されるので、その手続きに従って環境影響評価を行うこととなる。</p>		
<p>手続のフロー図</p>	<pre> graph TD subgraph "基本構想段階での環境配慮" BC[基本構想] --> CS[候補地の選定] E1[環境保全・創造に向けての基本的事項] --> CS E2[指定地域・区域等の把握] --> CS end subgraph "基本計画段階での環境配慮" SC[事業内容] --> E3[環境影響を及ぼす恐れがある要因の抽出] E4[地域特性の把握] --> E3 E3 --> E5[重点的に配慮する環境の構成要素の決定] E5 --> E6[保全目標の設定] end subgraph "実施計画段階での環境配慮" E6 --> E7[環境への影響の低減・抑制の検討 保全の指標達成への寄与検討] E8[環境配慮項目のチェック] --> E7 end subgraph "実施段階での環境配慮" E7 --> E9[環境保全措置の実施] E10[環境保全措置の見直し] --> E9 end </pre>		